

第三セクター等経営健全化方針

1. 作成年月日及び担当部署

作成年月日 平成31年2月7日

作成担当部署 安中市役所総務部企画課

2. 第三セクター等の概要

法人名 安中市土地開発公社

代表者名 理事長 栗野 好映

所在地 群馬県安中市安中1丁目23番13号 安中市役所内

設立年月日 昭和55年4月1日

資本金 5,000千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合）5,000千円（100%）】

- 業務内容
1. 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項に掲げる業務。
 2. 国、地方公共団体その他公共団体からの委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務。
 3. 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

3. 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

経営状況、財政的なリスクの現状

決算上債務超過となっているが、その大きな要因を占めるのが16億5千万円（平成31年1月末現在）の貸金・保証債務履行請求事件訴訟上の和解に基づく解決金（以下「民事訴訟解決金」という。）の固定負債であり、本業単体で見れば定期的な工業団地売却等による収入があり、健全経営ができています。今後も収益の見込める工業団地造成事業を予定しており、民事訴訟解決金以外の経営上の問題点はなく、着実に債務超過解消に向けた取組が行われている。

これまでの地方公共団体の関与

民事訴訟解決金については、（株）群馬銀行との和解条項に基づき、市が連帯保証人として債務保証を行っている。

4. 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

第三セクター等の経営健全化に関する指針（平成26年8月5日）の別紙2「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順による検討

検討結果は、「経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施」となった。

5. 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

民事訴訟解決金については、（株）群馬銀行との和解条項に基づき、年間2,000万円を下回らない

範囲で協議して定め、残金支払い済まで同様に行っていくこととなっている。今後予定している工業団地造成事業を着実に進め、継続的に収益を出し、民事訴訟解決金の完済に向け支払していくことが財政的なリスクを解消する対応策となる。また、市としても企業誘致を進める際土地開発公社への造成依頼を行う等の事業が成り立つための手立てを行うことで、市が債務を引き受けることのないようなバックアップを行いたい。

(参考)

6. 法人の財務状況

	項目	金額(千円)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸借対照表から	資産合計	1,257,063	1,277,396	1,256,838
	(うち現預金)	472,398	595,609	562,773
	(うち売上債権)	0	0	0
	(うち棚卸資産)	784,183	681,546	694,065
	(うち固定資産)	482	241	0
	負債合計	1,719,840	1,690,000	1,670,000
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	0	0	0
	資本合計	△462,777	△412,604	△413,162

	項目	金額(千円)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
損益計算書から	事業純利益(損失)	△6,760	50,457	0
	事業利益(損失)	△7,733	49,769	△754
	経常利益(損失)	△7,618	49,779	△747
	当期純利益(損失)	△7,620	50,173	△558